

## 自動車騒音の要請限度

**表1 要請限度**

区域の区分	基準値（等価騒音レベル）（単位デシベル）	
	昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注）区域については以下のとおりで、市長が指定しています。

- a区域： 専ら住居の用に供される区域
- b区域： 主として住居の用に供される区域
- c区域： 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

**表2 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例**

幹線交通を担う道路に近接する区域	基準値（等価騒音レベル）（単位デシベル）	
	昼間 （6時～22時）	夜間 （6時～22時）
	75	70

注）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る）等を指します。また近接する区域とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離により範囲が指定されています。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路： 15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路： 20m